

神労基発第 1102 第 1 号

神交総発第 2160 号

令和 2 年 1 月 2 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部長

神奈川県警察本部交通部長

自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける
交通事故防止について

平素から、交通事故防止・交通労働災害防止の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新しい生活様式の普及等の影響により、電子商取引(EC)需要が拡大する中、自転車又は原動機付自転車を用いて飲食物の商品を消費者に配達するデリバリーサービスへのニーズが高まっております。

こうした中、自転車又は原動機付自転車によるデリバリーの途中で、配達員が交通事故でけがをしたり、通行人に危険を及ぼしたりすることがあり、配達中の交通事故を防止することが課題となっているところです。なお、神奈川県内の事業場で発生した飲食店での休業 4 日以上の労働災害のうちデリバリーサービス中の交通労働災害と思われる災害は、本年（9月末現在）23 件と前年同期の 9 件と比較して、2.5 倍となっております。

今般、飲食物をデリバリーで提供することのある事業者及び飲食物のデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業者に対し、自社の配達員又はプラットフォームサービスを利用する配達員へ交通事故防止のための具体的な注意喚起等の取組を行うよう、関係する省庁の連名による文書などにより、関係団体に対し傘下会員への周知を依

頼しております。併せて、交通事故防止のポイントをまとめたリーフレットを内閣府・警察庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省にて作成し、事業者及び配達員に対する周知啓発に活用するよう促しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本件趣旨を踏まえ、機会をとらえて傘下会員事業場等への周知等をいただきますようお願い申し上げます。

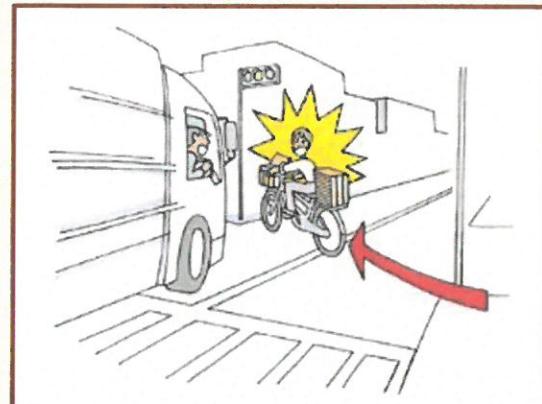
なお、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会に対しても、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から同様の依頼をしておりますので、その旨お知らせします。

自転車及び原動機付自転車を使った
飲食物等のデリバリーサービスを行う 事業者の皆様 へ

配達中の交通事故を防ぐために

新型コロナウイルス感染防止のため、外出の差し控えや新しい生活様式が広がる中、飲食店等のデリバリーサービスの需要が高まっています。

デリバリーサービスに従事する方々が配達中に交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないよう、事故防止に取り組みましょう！



配達中の交通事故を防止するための取組のポイント

1) 教育の実施等

配達員に対し、初めて仕事に就く前に、次の事項について教育を実施し、注意喚起する等により必要な知識を習得できるようにする。
自動車運転免許を持っていない場合には特に注意する。



- 交通ルールの遵守、走行前点検の励行等
- 災害事例や交通事故情報を活用した事故の起こりやすい場面、場所等、走行ルートや運転上の注意に関する教育
- 睡眠時間の確保、飲酒による影響、体調の維持等の健康管理理解の確認テストや集合研修を行うことが望ましい。

2) 交通事故等の発生状況の把握、分析

配達中の事故、ヒヤリ・ハット事例を把握、分析し、配達員に対し同種事故防止のため情報提供等を行うことが望ましい。

3) 健康の確保

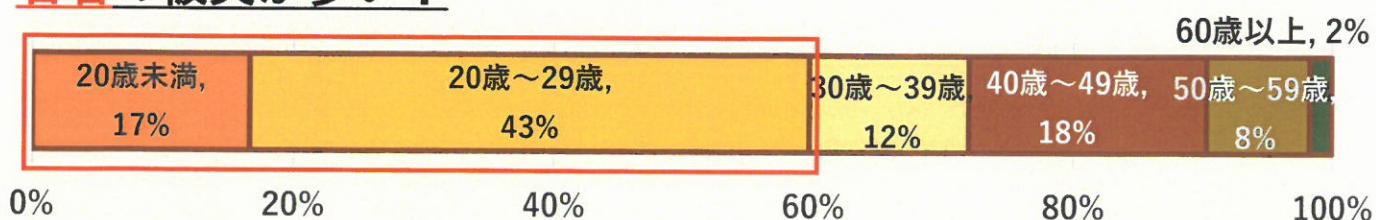
疲労の蓄積、睡眠不足等による交通事故を防止するため、配達員が健康に働くよう次の事項に取り組むよう努める。

- 各種健康診断制度と受診啓発、健康づくり
※常時使用する労働者の場合は、事業者が健康診断を受けさせる必要があります
- 長時間にわたる就業の防止、過重な疲労・ストレス防止

飲食店のデリバリーサービス中の交通事故（※）の分析

若者の被災が多い！

厚生労働省の集計による



事故の事例

- 交差点での**出会い頭**（一時不停止が多い）



- **スリップ事故**

（視界が悪い夜間、雨天時やマンホール上）

- 前車の停止に伴う**急ブレーキ**による転倒
- 細い路地や駐車場から出てきた車を避けようと転倒
- **スマホのながら運転**による操作不適
- 交差点直進中に**対向の右折車**と衝突



※2019年に飲食店において発生した休業4日以上の労働災害のうち、デリバリーサービス中の交通事故と思われる114件を分析したもの。労働災害では原動機付自転車によるものが多数を占めています。

事故防止等のポイント　自転車・第一種原動機付自転車



共通

- 信号遵守と交差点での一時停止・安全確認
- スマホのながら運転禁止
- 左側通行
- ヘルメットをかぶる、あごひもを締める
- 運行前と定期的な点検・整備



自転車

- 夜間はライトを点灯
- 車道が原則、歩道は例外
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

第一種原動機付自転車

- 法定速度は時速30km/h
- 二段階右折
- 対向車線の右折車に注意

自転車及びバイクを使った飲食物等のデリバリーサービスを行う事業者の皆様へ

配達中の交通事故を防ぐために

新型コロナウイルス感染防止のため、外出の差し控えや新しい生活様式が広がる中、飲食店等のデリバリーサービスの需要が高まっています。

配達中に交通事故に遭つたり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないよう、交通事故防止に取り組みましょう！

右表のとおり神奈川県内の交通労働災害は減少していますが、デリバリーサービス中のものは2.5倍に増加しています

神奈川県内の事業場で1月から9月までに発生した休業4日以上の労働災害	令和2年9月末現在	令和元年9月末現在
全産業	4,542件	4,390件
うち交通事故（道路）	267件	294件
うち飲食店	25件	10件
うちデリバリーサービス中	23件	9件

（労働者死傷病報告による統計）

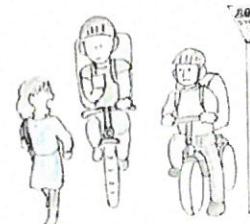
配達中の交通事故を防止するための取組のポイント

1) 教育の実施等

配達員に対し、初めて仕事に就く前に、次の事項について教育を実施し、注意喚起する等により必要な知識を習得できるようにする。

自動車運転免許を持っていない場合には特に注意する。

- 交通ルールの遵守（信号や一時停止の遵守・安全確認、スマホのながら運転禁止、左側通行、歩行者優先、夜間はライト点灯など）、運行前と定期的な点検・整備など
- 災害事例や交通事故情報を活用した事故の起こりやすい場面、場所等、走行ルートや運転上の注意に関する教育
- 睡眠時間の確保、飲酒による影響、体調の維持等の健康管理



2) 交通事故等の発生状況の把握、分析

配達中の事故、ヒヤリ・ハット事例を把握、分析し、配達員に対し同種事故防止のため情報提供等を行うことが望ましい。

※自転車は車道が原則・歩道は例外、第一種

原動機付自転車の法定速度は時速30km/h、二段階右折（すべき場所としてはならない場所に留意願います）、対向車線の右折車に注意



3) 健康の確保

疲労の蓄積、睡眠不足等による交通事故を防止するため、配達員が健康に働くよう次の事項に取り組むよう努める。

- 各種健康診断制度と受診啓発、健康づくり
- 長時間にわたる就業の防止、過重な疲労・ストレス防止